

6回めの裁判にもいっぱいの傍聴者。ありがとうございます。

発症も増悪も過酷な労働によることは明白

7月12日に行われた第6回目の裁判。今回も201法廷には入りきれないほどの26名の支援者に参加していただきました。南医療生協側の傍聴者は1人、労務担当の神山氏だけでした。

例によって裁判は、裁判官らの声も聞き取れないうちに、あっという間に終わり、弁護士会館に場所を移して、報告・交流会を開きました。

見ているだけで涙が出てくるほどのたくさんの資料…

●集会では兼松洋子弁護士が次のように報告しました。

被告は梅村さんのうつ病発症の時期が不明確であると、うつ病の発症や増悪と仕事との因果関係が明確でないと反論しており、「もともと梅村さんは体が弱かった、そんなに仕事は忙しくはなかったはず」などと主張してくるものと思われます。

その点は、愛知労働局の詳細な調査によってすでに明らかにしていることなので、こちらはその後うつ病の増悪の実態について証拠を準備しており、次回提出する予定です。

うつ病がひどくなっているのは、過大な目標を一人でこなしながら上司から「長期の休みは厳禁」と言われていた時期、病気による休業から復帰するために体を慣らす期間にいきなりケアマネジャーの激務の上に、管理者としての仕事を課せられた時期など、過酷な労働とうつ病の悪化との関連は明らかだと思われます。

証拠の資料を見ているだけで、「よくこんなひどい労働をさせてきたな」と涙が出てくるようなものです。事実にもとづいて被告の安全配慮義務違反を追及していきたいと思います。



線維筋痛症も仕事が原因

●梅村さんは次のように述べました。

被告は退職の原因はうつ病ではなく、線維筋痛症だと言っています。それなら私はそれも被告の責任だと言いたい。本来労務不能で傷病手当を受けていた時期に、ケアマネの仕事に加え、管理者の仕事をさせられた、線維筋痛症になったのはその時期です。たとえ、いまの医学では立証困難でも、過酷な労働とストレスが原因なのは事実です。

次回裁判

ご都合のつく方は、ぜひご参加ください。

9月9日(金) 午後1時半 地方裁判所 法廷棟2階201号法廷

※裁判終了後、弁護士会館にて、報告・交流会を開催します。

新しいリーフレットできました



裁判のことがわかりやすいコンパクトなリーフレットを作ろう」とこの間事務局で検討してきたリーフレットができあがりました。

梅村さんがなぜ裁判を起こしたか、南医療生協の「変質」などをぎゅっと凝縮して、梅村さんの大好きな言葉絵作家澤田直見さんのご協力でかわいらしく仕上がりました。

裁判の名称も「ともにあゆむ裁判」としました。

梅村さん個人の裁判にするのではなく、「働くものの命と健康を守るためにともにあゆもう」という意味を込めています。

愛労連大会でも好評

7月31日には、愛知県労働組合総連合（愛労連）の大会に愛知争議団として、梅村さんも紹介されました。

できたてのリーフレットは、「これはよくできているね」と感想をもらいました。

このリーフレットを使って、支援の輪をぐっと広げたいと思います。

ご協力よろしくお願いします。



「医療のうたごえ祭典」で一緒にうたいましょう

全国の医療関係のうたごえ団体が集う「医療のうたごえ祭典」が、今年は愛知県で開かれます。

「裁判のことをアピールするいい機会では？」と、南医療生協がリニューアルのときに「医療宣言を歌にしよう」と推進委員会で作った歌『ともにあゆむ』をもって、参加することにしました。

当時の「医療宣言」に掲げていた「差額ベッド代はとらない」無差別・平等の理念を投げ捨て、職員を使いつぶしてきた南医療生協でおきた梅村さんの労災を知ってもらい、医療の現場で働く職員がいきいきと働き続けられるよう裁判への支援を訴えます。

一緒に歌ってくれる方を大募集中です。YouTube を見ながら練習できるように準備をしています。うたごえで支援の輪をひろげましょう！ 参加できる方はご連絡ください。

「医療のうたごえ祭典」

2011年9月10日（土）13：00 ～ 17：30 犬山国際観光センター フロイデホール

★練習日 9月3日（土） 18：00 名古屋法律事務所（名古屋駅新幹線側出口から徒歩3分）